

第1回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日時：平成20年9月19日（金）13：00～15：00

場所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階特別会議室

出席者：磯部力委員長、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、米田秀男委員

＜議事要旨＞

1. 設置要綱について

- ・会議を公開とすることを含め、出席委員全員に了承された。

2. 主な議論内容

- ・道路の環境的な側面が大事だというのは認識されていたにも関わらず、道路法の目的規定は手つかずであった。道路法そのものを活性化させる意味でもそろそろ目的規定を変えるべきではないか。
- ・道路は様々なものを包含できる貴重な公共空間であり、単なる通行ではない、道路占用についても位置付けを改めるべきではないか。
- ・道路空間を多様に使おうとする場合に、関係主体で考えて、将来に対する方向性を明らかにするべきであるが、そのような枠組みが現在の道路法には盛り込まれていない。
- ・道路法制の見直しに当たっては、環境の保全に配慮するということに加えて、手続面や計画面まで踏み込んで規定するべきではないか。
- ・単に、画一的な法律を柔軟にするということではなく、いろいろな行政主体が一体となって、まちづくり行政に取り組むことが重要である。道路の交通機能だけでなく、空間機能をも重視するのは非常に重要な問題である。
- ・本来の交通機能を確保するため、東京ではあと10年はきちっと道路整備をしなければならない。その上で、昔造った道路を歩行者・自転車・車に再配分することが必要である。現在の仕組みの中でも、環境への配慮や立体的な活用について、ある程度はできているが、制度面で手直しをすれば、そういった取組みも深まるのではないか。
- ・最近では自転車の通行空間も確保しようという流れがあるが、道路空間に対して、誰が本当に責任を持って将来を見据えて、整合性のある再配分をしたり、計画を作るかという部分が十分議論されていない。道路を使う多くの人が理解できるような方向で法律で措置するべきではないか。
- ・自転車の通行空間を確保するよう、制度上措置すべきではないか。
- ・道路は公共空間であるが、一方で民間の手によって税金を使わずに賑わいを創出することも可能である。但し、誰かが公共空間を独占排他的に占有して営利を追求することにもなりかねず、その辺りの基本的な考え方の整理が必要である。
- ・ヨーロッパでは、シェアドスペース（自由通行空間）というものがあり、そういった海外の事例は参考になるのではないか。
- ・現実的に自転車の走行空間を設けることは厳しく、設けたとしても、マナーの欠如で物が置かれたりして、使えないということもある。色々な取組みを少しずつ広げていくことが重要である。
- ・道路の空間機能を重視すること自体は正しいが、一方で自動車交通が渋滞したといった場合にどうなるのかといった、交通機能と空間機能のせめぎ合いをどう調整するのが重要な課題ではないか。